

香川県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果  
に関する条例

平成19年1月15日

条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果並びに職員の失職の例外に関し必要な事項を定めるものとする。

(降任、免職及び休職の手続)

第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合には、医師2人を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

第4条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第5条 休職者の休職期間中の給与については、別に条例で定める。

第6条 休職のまま満期に至ったときは、当然退職する。

(失職の例外)

第7条 任命権者は、公務遂行中の事故又は通勤途上の交通事故により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を猶予された職員について、情状によりその

職を失わないものとすることができる。

2 前項の規定により、その職を失わなかった職員は、刑の執行猶予を取り消されたときは、その職を失う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。